		日	号外	ページ
二八一	指定自動車の指定製作者等の住所を変更した件	一五	58	七
二八二	指定装置の指定製作者等の氏名又は名称及び住所を変更した件	一五	58	七
二八三	自動車の型式について指定を取り消した件	一五	58	七
二八四―二八五	自動車の装置の型式についての指定を取り消した件	一五	58	八
二八六	土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件	一六	58	八
二八七―二八九	砂防法第二条の土地を指定する件	一六	58	七
二九〇―二九五	高速自動車国道に関する件	一六	59	二一
二九六	低騒音型建設機械の指定に関する件	一六	59	二三
二九七	排出ガス対策型建設機械の指定に関する件	一六	59	二四
二九八	登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件	一九	59	七
二九九―三〇一	船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件	一九	60	一〇
三〇二	住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件	一九	60	八
三〇三	昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する件	二一	60	六
三〇四	船員法第百四条第一項の市町村長を指定する告示の一部を改正する件	二一	60	六
三〇五	砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件	二一	60	六
三〇六	砂防法第二条の土地を指定する件	二一	60	七
三〇七―三〇八	船舶安全法に基づく型式承認等をした件	二一	60	八
三〇九	運輸審議会から答申があった件	二一	60	八
三一〇	土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件	二一	60	七
三一一	登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件	二二	60	八
三一二	砂防法第二条の土地を指定する件	二二	60	八
三一三	排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程の一部を改正する件	二三	60	六
三一四	土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件	二三	60	六
三一五	公営住宅等整備基準第八条第二項から第五項まで、第九条第四項、第十条及び第十一条の規定に基づき、国土交通大臣が定める措置を定める件を廃止する件	二三	60	七
三一六―三一七	高速自動車国道に関する件	二三	65	八三
三一八	平成十年運輸省告示第三百六十二号を廃止する件	二三	65	八三
三一九	土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件	二六	67	五二
三二〇	土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件	二六	67	五二
三二一	高速自動車国道に関する件	二六	67	五二
三二二―三二三	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条第一号及び第二号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法及び公営住宅法第四十四条第三項並びに公営住宅法施行令第二条第一項第一号及び第三号並びに第三条第一項に規定する国土交通大臣が定める期間等の一部を改正する件	二六	67	五二
三二四	水防法第十条第二項の洪水予報を行う河川を指定する件	二七	67	六
三二五	土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件	二七	67	六
三二六	都市計画に関する件	二八	67	六
三二七―三二八	平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件	二八	67	六
三二九	砂防法第二条の土地を指定する件	二八	67	六
三三〇	高速自動車国道に関する件	二八	71	四七
三三一	航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示	二八	71	四七
三三二―三三四	砂防法第二条の土地を指定する件	二九	71	八
三三五―三三六	地すべり防止区域を指定する件	二九	71	九
三三七	地すべり防止区域を追加指定する件	二九	71	一〇
三三八	住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件	二九	71	一一
三三九―三四〇	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条第一号及び第二号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法及び公営住宅法第四十四条第三項並びに公営住宅法施行令第二条第一項第一号及び第三号並びに第三条第一項に規定する国土交通大臣が定める期間等の一部を改正する件	二九	72	一〇〇
三四一	国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件	二九	72	九八
三四二―三四三	高速自動車国道に関する件	二九	72	九八
三四四	海岸保全施設に関する直轄工事の一部を完了した件	二九	72	九八
三四五	海岸保全施設に関する直轄工事の一部を改正する件	二九	72	九九
三四六	堺泉北港港湾広域防災区域を定めた件	二九	72	九九
三四七	土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件	二九	72	一〇〇
三四八	国土交通省所管補助金等交付規則第九条第三項において規定する「著しく異常かつ激甚な非常災害その他やむを得ない事情があると認めたとき」に別に定める期日について定める件	三〇	73	六
三四九	信号符字を点附した件	三〇	73	六
三五〇	信号符字を取り消した件	三〇	73	六
三五一	河川法の規定により河川の区間を指定する件	三〇	74	二六八
三五二	水防法第十六条第一項の水防警報を行う河川等を指定する件	三〇	74	二六八
三五三	国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン	三〇	74	二六八
三五四	平成十八年国土交通省告示第五百九十八号の一部を改正する件	三〇	74	二九三